

道路交法実務研究会 編

令和2年6月
道交法改正対応版

主な改訂の
ポイントは、
裏面参照

● A5判 ● 776頁
● 定価(本体2,900円+税)
ISBN978-4-8090-1420-8 C3032 ¥2900E

あおり運転対策・携帯電話使用等対策・自動運転関係の規定の整備などに対応!
道路交通法は難しいとお困りの全ての方々へ贈る 実績の6訂版!!

49 追越し

内容見本

法第28条、第29条、第30条

1 定義 (法21②)

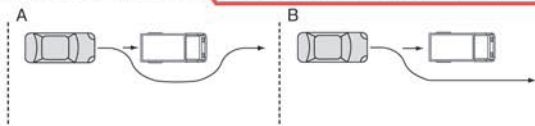
- 「車両」が「車両等」に
- 車両: 自動車、原動機付自転車、軽車両、トロリーバス
 - 車両等: 自動車、原動機付自転車、軽車両、トロリーバス、路面電車

その車両等の側方を通過し、かつ、当該車両等の前方に出ることをいう。



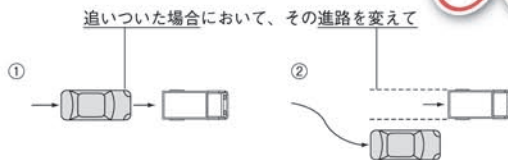
アドバイス 用語の意義

- ① ①～④の流れをとらえて「追越し」と定義付けている。
- ② 「追いつく」とは、法第26条(車間距離の保持)にいう「必要な距離」にまで
- ③ 進路を変えない場合には、「追抜き」となる。A、Bは追越し、Cは追抜きで



- ④ 「側方を通過」とは、時間的及び距離的にみて「通過」としてとらえられる行追越しとはならない。
- ⑤ 「前方に出る」とは、必ずしも前車を完全に抜き切ることを要せず、並進の段

「まず見て、次に読んで重要ポイントを理解する」
ビジュアル重視の解説書



- ★難解な道路交通法を図表・チャート・イラストを用いて分かりやすく解説
- ★逐条ではなく事項別に整理し、欲しい内容がすぐに見つかる
- ★複数の項目にわたる事項は、記述の重複を避けずに各該当ページで詳解
- ★判例や他法令との関連事項を多数掲載し、昇任試験対策にも最適

関連事項を掘り下げ、
より高度な理解を実現

接近することである。

為であることを要する。側方に並んで100m以上も進行した後、その前方に出た場合は階を超え、前車の直前に進出するか、斜前方に進出しても、前方に出たと解する。

場合等について定めている。

2 追越しの方法 (法28)

追いつこうとするときにおいて、追いつかれる車両の右側あるいは左側を通行すべき

区分	義務	説明
(1) 追越しに当たっての通行場所	① 前車の右側を通行すること。 ② [前記①の例外] 前車の左側を通行すること。 ア 前車が道路外に出るために右折するとき イ 前車が交差点において右折するとき ウ 前車が一方通行路から交差点において右折するとのいづれかの理由のため前車が道路の中央又は右側端とき	「右側追越しの原則」である。通行区分が「キープレフト」方式をとってによる。 判例 前車の左側通行による追越しは、やむを得ない場合にのみ許されるのであって、しからざるかぎりには、前車の運転者の自由な判断による左側追越し承認の合図があっても、これに従うことは許されない(東京高裁昭28.7.14)。
	③ 路面電車の左側を通行すること。	ただし、軌道が道路の左側外され、右側の道
(2) 速度・方法	上記①、②及び③の場合において追越しをしようとするとき	

根拠法条を略記で明示

各項目に重要判例を掲載

